

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 特許業務法人 楓国際特許事務所 様 〒540-0011 日本国 大阪府大阪市中央区農人橋1丁目4番34号		<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>
出願人又は代理人の書類記号 13301-MU-PCT		発送日 (日.月.年) 04.02.2020
国際出願番号 PCT/JP2019/046128		国際出願日 (日.月.年) 26.11.2019
国際出願番号 PCT/JP2019/046128		優先日 (日.月.年) 26.11.2018
国際特許分類 (I P C) D02G 3/04(2006.01)i; H01L 41/113(2006.01)i; H01L 41/193(2006.01)i FI: D02G3/04; H01L41/113; H01L41/193		
出願人 (氏名又は名称) 株式会社村田製作所		

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 24.01.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 齋藤 克也 4S 9344 電話番号 03-3581-1101 内線 3474
--	-------------------------	---

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	8	有
	請求項	1 - 7, 9	無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1 - 9	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1 - 9	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

- 文献1 : JP 2000-303283 A (東レ株式会社) 31.10.2000(2000-10-31)
- 文献2 : JP 2003-247143 A (ユニチカテキスタイル株式会社) 05.09.2003(2003-09-05)
- 文献3 : JP 2001-346463 A (山田実業株式会社) 18.12.2001(2001-12-18)
- 文献4 : JP 2006-129741 A (タケブチ撚糸株式会社) 25.05.2006(2006-05-25)
- 文献5 : WO 2017/212836 A1 (株式会社村田製作所) 14.12.2017(2017-12-14)

請求項1 - 7, 9に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1に記載されているので、新規性、進歩性を有さない。

(1) 請求項1, 5, 6に係る発明について

文献1には、「ポリ乳酸繊維からなる長繊維と、ポリ乳酸繊維、綿、羊毛(メリノウール)又はレーヨン繊維からなる短繊維と、を備える、撚糸(長短複合糸)」が記載されている(特許請求の範囲及び実施例1 - 5参照)。

文献1には、文献1に記載された前記撚糸におけるポリ乳酸繊維が外部からのエネルギーにより電荷を発生する圧電繊維であること、及び文献1に記載された前記撚糸が抗菌撚糸であることは記載されていない。

しかしながら、本国際出願の明細書の[0018]の記載から、ポリ乳酸繊維は外部からのエネルギーにより電荷を発生する圧電繊維であるといえる。また、本国際出願の明細書の[0034]の記載から、ポリ乳酸繊維を備えるものである、文献1に記載された前記撚糸は、抗菌撚糸であるといえる。

(2) 請求項2, 3に係る発明について

文献1には、文献1に記載された前記撚糸において、長繊維を圧電繊維(ポリ乳酸からなるマルチフィラメント)とし、短繊維を圧電繊維(ポリ乳酸からなるマルチフィラメント)より親水性が高い素材からなる繊維(綿、羊毛(メリノウール)又はレーヨン繊維)とすることが記載されている(実施例2 - 5参照)。

(3) 請求項4に係る発明について

文献1には、文献1に記載された前記撚糸において、長繊維を圧電繊維(ポリ乳酸からなるマルチフィラメント)とし、短繊維を圧電繊維(ポリ乳酸からなる1.5デニール、3.8mmの短繊維)とすることが記載されている(実施例1参照)。

(4) 請求項7に係る発明について

文献1に記載された前記撚糸は長繊維及び短繊維を撚ることにより製造されている。したがって、文献1に記載された前記撚糸において長繊維は撚糸の軸方向に対し所定角度で旋回している。

(5) 請求項9に係る発明について

文献1には、文献1に記載された前記撚糸を布(織物又は編物)に用いることが記載されている(実施例1 - 5参照)。

請求項1, 4 - 7, 9に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2に記載されているので、新規性、進歩性を有さない。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

(1) 請求項1, 4-6に係る発明について

文献2には、「ポリ乳酸繊維からなる長繊維と、ポリ乳酸繊維からなる短繊維と、を備える、撚糸（芯鞘複合紡績糸）」が記載されている（特許請求の範囲及び実施例1参照）。

文献2には、文献2に記載された前記撚糸におけるポリ乳酸繊維が外部からのエネルギーにより電荷を発生する圧電繊維であること、及び文献2に記載された前記撚糸が抗菌撚糸であることは記載されていない。

しかしながら、本国際出願の明細書の[0018]の記載から、ポリ乳酸繊維は外部からのエネルギーにより電荷を発生する圧電繊維であるといえる。また、本国際出願の明細書の[0034]の記載から、ポリ乳酸繊維を備えるものである、文献2に記載された前記撚糸は、抗菌撚糸であるといえる。

(2) 請求項7に係る発明について

文献2に記載された前記撚糸は長繊維及び短繊維を撚ることにより製造されている。したがって、文献2に記載された前記撚糸において長繊維は撚糸の軸方向に対し所定角度で旋回している。

(5) 請求項9に係る発明について

文献2には、文献2に記載された前記撚糸を布（平織物）に用いることが記載されている（実施例1参照）。

請求項1, 4-7に係る発明は、国際調査報告で引用された文献3に記載されているので、新規性、進歩性を有さない。

(1) 請求項1, 4-6に係る発明について

文献3には、「ポリ乳酸繊維からなる長繊維（ポリ乳酸樹脂製のマルチフィラメント及びポリ乳酸樹脂製のモノフィラメント）と、ポリ乳酸繊維からなる短繊維（ポリ乳酸樹脂製のスパン糸）と、を備える、撚糸（3子撚りの網糸）」が記載されている（特許請求の範囲及び実施例1参照）。

文献3には、文献3に記載された前記撚糸におけるポリ乳酸繊維が外部からのエネルギーにより電荷を発生する圧電繊維であること、及び文献3に記載された前記撚糸が抗菌撚糸であることは記載されていない。

しかしながら、本国際出願の明細書の[0018]の記載から、ポリ乳酸繊維は外部からのエネルギーにより電荷を発生する圧電繊維であるといえる。また、本国際出願の明細書の[0034]の記載から、ポリ乳酸繊維を備えるものである、文献3に記載された前記撚糸は、抗菌撚糸であるといえる。

(2) 請求項7に係る発明について

文献3に記載された前記撚糸は長繊維（ポリ乳酸樹脂製のマルチフィラメント及びポリ乳酸樹脂製のモノフィラメント）及び短繊維（ポリ乳酸樹脂製のスパン糸）を撚ることにより製造されている。したがって、文献3に記載された前記撚糸において長繊維は撚糸の軸方向に対し所定角度で旋回している。

請求項1, 4-7に係る発明は、国際調査報告で引用された文献4に記載されているので、新規性、進歩性を有さない。

(1) 請求項1, 4-6に係る発明について

文献4には、「ポリ乳酸繊維からなる長繊維（ポリ乳酸樹脂製のマルチフィラメント及びポリ乳酸樹脂製のモノフィラメント）と、ポリ乳酸繊維からなる短繊維（ポリ乳酸樹脂製の紡績糸）と、を備える、撚糸」が記載されている（特許請求の範囲及び実施例参照）。

文献4には、文献4に記載された前記撚糸におけるポリ乳酸繊維が外部からのエネルギーにより電荷を発生する圧電繊維であること、及び文献4に記載された前記撚糸が抗菌撚糸であることは記載されていない。

しかしながら、本国際出願の明細書の[0018]の記載から、ポリ乳酸繊維は外部からのエネルギーにより電荷を発生する圧電繊維であるといえる。また、本国際出願の明細書の[0034]の記載から、ポリ乳酸繊維を備えるものである、文献4に記載された前記撚糸は、抗菌撚糸であるといえる。

(2) 請求項7に係る発明について

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

文献4に記載された前記撚糸は長繊維（ポリ乳酸樹脂製のマルチフィラメント及びポリ乳酸樹脂製のモノフィラメント）及び短繊維（ポリ乳酸樹脂製の紡績糸）を撚ることにより製造されている。したがって、文献4に記載された前記撚糸において長繊維は撚糸の軸方向に対し所定角度で旋回している。

請求項1-9に係る発明は、文献1、2、及び国際調査報告で引用された文献5により進歩性を有さない。

(1) 請求項1、5、6に係る発明について

(i) 文献5には、ポリ乳酸を含み、外部からのエネルギーにより電荷を発生する圧電繊維からなる長繊維を備える抗菌撚糸が記載されている（請求の範囲、[0015]-[0021]及び図1参照）。

(i i) 文献5には、文献5に記載された前記抗菌撚糸が短繊維を備えることは記載されていない。

(i i i) しかしながら、文献1には、ポリ乳酸を含む長繊維を備える撚糸に短繊維も備えることにより、該撚糸を衣料用途に好適なものとするのが記載されている（特許請求の範囲、実施例1-5、【0036】及び【0037】参照）。また、文献2には、ポリ乳酸を含む長繊維を備える撚糸に短繊維も備えることにより、表面の肌触りがソフトな風合いを有し、かつ抗ピル性にも優れた織編物を得ることが記載されている（特許請求の範囲、実施例1及び【0031】参照）。そして、文献5に記載された前記抗菌撚糸は衣料に用いられるものである（請求の範囲参照）。

したがって、文献5に記載された前記抗菌撚糸を短繊維も備えるものとするのは、当業者にとって容易である。

(2) 請求項2、3に係る発明について

文献1には、ポリ乳酸を含む長繊維を備える撚糸に備える短繊維を、圧電繊維（ポリ乳酸からなるマルチフィラメント）より親水性が高い素材からなる繊維（綿、羊毛（メリノウール）又はレーヨン繊維）とすることが記載されている（実施例2-5参照）。

(3) 請求項4に係る発明について

文献1には、ポリ乳酸を含む長繊維を備える撚糸に備える短繊維を、圧電繊維（ポリ乳酸からなる1.5デニール、38mmの短繊維）とすることが記載されている（実施例1参照）。また、文献2には、ポリ乳酸を含む長繊維を備える撚糸に備える短繊維を、ポリ乳酸短繊維とすることが記載されている（特許請求の範囲及び実施例1参照）。

(4) 請求項7に係る発明について

文献5に記載された前記抗菌撚糸において長繊維は撚糸の軸方向に対し所定角度で旋回している（請求の範囲、[0015]-[0021]及び図1参照）。

(5) 請求項8に係る発明について

文献5には、抗菌撚糸を、生じる電荷の極性が互いに異なる、第1の抗菌撚糸と第2の抗菌撚糸とを含むものとするのが記載されている（請求の範囲、[0068]-[0070]及び図11、12参照）。

(6) 請求項9に係る発明について

文献5には、文献5に記載された前記撚糸を布に用いることが記載されている（請求の範囲参照）。